

新潟県交通災害共済

家族そろってご加入を

新潟県交通災害共済の新年度会員の募集が始まりました。市役所市民課、市内の各銀行（第四、北越、新潟相互、大光相互、新潟県信用組合、五泉信用組合、加茂信用金庫、労働金庫、新栄信用組合、各農協の窓口で受け付けています。

この共済は、不幸にして交

通事故に遭った人々を、県内の加入者相互で助け合う制度です。いつ、どこで交通事故に遭うか、わからない時代です。万一の事故に備え、家族そろってこの共済制度に加入されるよう、お願いします。

□会費：一人年間三百五十円
□加入期間：昭和六十三年四月一日から六十四年三月三十一日まで

一日まで
現在、加入されている人だけでなく、未加入の皆さんにも、氏名を記載した申込書を区長さんを通じてお届けします。加入されるときは、会員台帳、会員証の氏名欄の人員および会員額を必ず記入（家族の中で未加入の人がいる場合は、その氏名を横線で消す）してください。

なお、配布される申込書（会員証）は、一月三十一日現在の内容で作成したものです。

□電話相談 専用電話

●とき：平日は、午前九時～午後四時 土曜日は正午まで、日曜、祝日は休みます
●電話番号：24-18888
●土地などの表示登記隣接者の証明が必要
法務局では、皆さんの財産である土地の位置や形状、隣接地などを明らかにする目的で、地図を備えています。旧大字田家地区の公園が現地の状況と著しく異なっています。そこで、将来問題が生じないように、また取引の安全を図るために、土地・建物の表示の登記（土地の分筆・合筆、建物の新築など）を申請するときに、その所在図の記載に相違がない旨の隣地所有者の証明書を添付していただくよう取扱いを変更しました。あなたの隣地所有者から、このような証明書の依頼があったときは、現地を立会い、境界確認の上、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、くわしいことは、新潟地方労務局新津出張所または最寄りの土地家屋調査士にお問い合わせください。

※証明書を必要とする区域
中沢町、吉岡町、田家一丁目、秋葉一丁目、草水町一丁目、三丁目、滝谷町、新栄町、南町、金沢町三丁目の各地区の内、大字田家より編入した地域（ただし、区画整理した地区は除きます）



(190)

私達一家が新津に住みついてから、もう十四年にもなる。生まれ故郷の新潟をしぶしぶ捨てて引越してきたせい、暫くの間は静々とした日々を過したように思う。

それが近頃は、この地で生活がすっかり楽しくなり、「新津よいとこ」、住みよいとこ」が口癖になったというのだから、可笑しなはなしである。だから古い友人などから、「新津のどこがそんなに気に入ったのか」とよく聞かれるのであるが、私はためらうことなく、次のように答えている。

新津よいとこ

中沢町

酒井 良信

秋葉山と私との出会いは、およそ五十年前昔のことであるが、新津に住みつくまでの私にとってこの山は、魅力的な存在ではなかった。それが今では、この山は私の「生命の山」となったのである。

美しい。四季折々には、沿道の樹木は色とりも鮮やかに変貌し、私共の目を楽しませてくれる。中でも、山頂付近にそびえ立つ老松のたたずまいは、秀麗にして玄妙、まさに自然の美の極致というべきであり、私は毎日眺めても飽くことを知らない。

手により山頂付近に立派な観音堂が建立され、以来入山者が激増し、活況を呈しているのは喜ばしい限りである。

秋葉山は新津市の誇りであり、憩いの場所であり、そして、すばらしい観光資源でもある。それだけに、私は、この山から毎年のように緑が失われていくのを見るにしのびない。特に、松食い虫にやられた赤松の無惨な残骸を目のあたりにするときは、断腸の思いがするものである。

秋葉山よ、いついつまでも緑豊かなれ、と念ずる者は、私一人ではあるまい。秋葉路の、松籟の音もいつか消え、生き残りたる老松わびしこのパトンを秋葉一の溝口政也さんにリレーします。

私は毎日早朝、この山に登る。雨が降ろうと雪が降ろうと、暑かろうと寒かろうと必ず登る。私の老後の健康ウォークである。

この九十Mばかりの低い山は、起伏に富んだ坂道が多く、距離的にも理想的なコースなのである。

近年秋葉山も市当局の尽力で美化修復が一段と進み、見違えるようになったが、加えて、数年前に篤志家の

●とき：平日は、午前九時～午後四時 土曜日は正午まで、日曜、祝日は休みます
●電話番号：24-18888
●土地などの表示登記隣接者の証明が必要
法務局では、皆さんの財産である土地の位置や形状、隣接地などを明らかにする目的で、地図を備えています。旧大字田家地区の公園が現地の状況と著しく異なっています。そこで、将来問題が生じないように、また取引の安全を図るために、土地・建物の表示の登記（土地の分筆・合筆、建物の新築など）を申請するときに、その所在図の記載に相違がない旨の隣地所有者の証明書を添付していただくよう取扱いを変更しました。あなたの隣地所有者から、このような証明書の依頼があったときは、現地を立会い、境界確認の上、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、くわしいことは、新潟地方労務局新津出張所または最寄りの土地家屋調査士にお問い合わせください。

※証明書を必要とする区域
中沢町、吉岡町、田家一丁目、秋葉一丁目、草水町一丁目、三丁目、滝谷町、新栄町、南町、金沢町三丁目の各地区の内、大字田家より編入した地域（ただし、区画整理した地区は除きます）

お買物、ご用命は市内で

3月3日 ひなまつりお菓子

- ◎ひし型デコ.....1,600円 ◎生クリームデコ
◎丸型デコ ◎5号(直径15cm).....1,600円 ◎5号(直径15cm).....2,200円
◎6号(直径18cm).....2,400円 ◎6号(直径18cm).....3,100円
■生クリームのデコは予約のみですので予約はお早めにお願います。

恒例コーヒーサービスデー
3月は、4・5・6日

にいつサカヤ

TEL 22-0112
新津市本町2

